

日野町自律のまちづくり住民懇話会提言報告書

平成17年8月19日

日野町自律のまちづくり住民懇話会

目 次

「日野町自律のまちづくり計画」における住民懇話会の 位置づけと日野町の現状と課題	2
1 第4次日野町総合計画と自律のまちづくり計画との関係	
2 日野町を取り巻く現在の社会情勢について	
3 日野町の現在の課題	
4 「日野町自律のまちづくり住民懇話会」の位置づけ 自律のまちづくりに向かって	
「日野町自律のまちづくり住民懇話会」からの提言	3
重点項目別の提言	
重点項目1 「子育て支援対策と教育環境の整備・充実」	5
重点項目2 「保健・介護対策の充実」	7
重点項目3 「ごみの減量化・再資源化」	9
重点項目4 「地域経済の発展と観光資源の活用」	11
重点項目5 「防災・防犯対策の強化」	13
重点項目6 「公民館を核とした協働のまちづくり」	15
重点項目7 「持続可能なまちづくりのための行財政運営」	17
(資料)	
日野町自律のまちづくり住民懇話会経過	19
日野町自律のまちづくり住民懇話会設置要綱	20

「日野町自律のまちづくり計画」における住民懇話会の位置づけと日野町の現状と課題

1 第4次日野町総合計画と自律のまちづくり計画との関係

平成13年度に策定された「第4次日野町総合計画」は平成22年度までの10年間の町のあるべき姿や目標を基本構想として定められています。「日野町自律のまちづくり計画」は「第4次日野町総合計画」実施5年目を迎えている今、これからの5年間を鑑み激変する行財政環境に対応して第4次総合計画を補完し、具体的な行動指針として示すものであります。この計画では、時代背景を十分考慮し、住民と協働による持続発展可能な新たな地域社会を創造するために、まちづくりの展望を明らかにしていくものでもあります。本計画作成にあたり、町にある資源（人的資源、社会的資本＝森林、河川、大気、水、土壌、という自然環境。道路、橋、交通機関、電力、上下水道といったような社会が円滑に機能するための産業・生活基盤。教育制度、医療、金融、文化、行政などの制度資本）等を再確認し財政力と業務を再評価する必要があります。さらには住民の暮らしをサポートすることを基本にしながら行政改革を進め、住民との議論を通じて計画を策定されることを期待いたします。

2 日野町を取り巻く現在の社会情勢について

日野町においても、少子高齢化社会の進展や若者世代の町外流出、地球環境問題などへの対応が求められています。財政的にも地方交付税の減額等厳しい財政状況は周知の事実であります。分権型社会実現のためには、地域の住民ニーズに応じて自主的、自律的かつ効果的な行政運営を行うことができる行政システムを構築する必要があります。行政組織が「大きな政府から小さな政府へ」転換していく必要性が叫ばれる中、住民の声を反映した政策展開と地域の果たす役割が期待される時代がやってきているのです。

3 日野町の現在の課題

日野町においても地域の抱える課題は多様で多彩です。その解決はそれぞれの地域が主体となって総合的に取り組む必要性があります。現在「分権型社会（地方の時代づくり）」が注目されておりますが、従来の中央集権的な仕組みや施策が見直され、地域が自主、自律的に課題解決に取り組んでいけるような新たな仕組みや施策を創り出していくことが必要になります。

4 「日野町自律のまちづくり住民懇話会」の位置づけ

「日野町自律のまちづくり計画」策定のための組織として、「日野町自律のまちづくり計画検討チーム」と「日野町自律のまちづくり住民懇話会」があります。「日野町自律のまちづくり計画検討チーム」は日野町職員自らの応募などにより選出した29名の委員により構成され、事務事業の見直し、税財政の将来推計や課題整理がされております。「日野町自律のまちづくり住民懇話会」としては住民と行政の協働による「日野町自律のまちづくり計画」策定過程において住民と行政の双方向での共通認識を確保し住民の視点により「日野町自律のまちづくり計画」策定に参画をします。

自律のまちづくりに向かって

「日野町自律のまちづくり住民懇話会」からの提言

ふるさと日野のいにしえの人々は、悠久の「蒲生野」の自然の中で、手を使い、足を使い、頭を使って、自然の営みと万物に徳を加え、生のめぐみを獲得してきました。

先人たちは、温厚で協調性を持ち、相互に人間を尊重し、共に励まし、共に我慢し、みんなの幸福を図るための礎を築いてまいりました。

個人のできることは個人で行う（自助）ことを原則としつつ、近隣社会で共に協力すべきことは互いに助け合う（互助）精神を学び、さらに時代の中で扶助（公助）を得ながら開拓進取の精神を温めてきました。今日までの地域固有の伝統、文化、生活様式を綿綿と築き大切にしてきた先人たちの姿こそ、自律のまちづくり「日野ルネッサンス（地域復興）」のあるべき姿と思います。

私たち日野のよき伝統と文化は、先人達の努力の上に築かれてきたものであり、現代に生きる私たちは、未来の世代のために「人づくり」に最大の努力を払うべきと思います。未来の日野さらには、世界を担う人材を育てていくことこそ、自律のまちづくりの根幹であります。

地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律＝平成11年7月16日公布 平成12年4月1日施行）は、その理念の中で「地方分権の推進は、国と地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体の分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をはかることを基本として行なわれるものとする。」（同法第2条）とあります。社会経済情勢の変化や「三位一体の改革」等の状況の中で、地方財政はひっばくの度を増し、ますます厳しい財政運営をもたらされております。このような状況下、行政と住民が一体となり、「連帯と創造・夢と希望」をもって地域の課題解決に取り組まなければなりません。それこそが「日野ルネッサンス（地域復興）」の精神であり、「自律のまちづくり」の核となるものです。

私たちは、それぞれが幸せになる権利があります。「幸せは扉の向こう側にあります。幸せをつかもうとするものは、幸せの扉を押して開けるか、引いて開けるか行動を起こさねばなりません」と西洋の格言にはあります。私たちが幸せをつかむために、自ら努力すべきことは当然です。人は努力を重ねることで、己を高めることができます。しかし、人は各自ばらばらに生きる存在ではなく、人々とともに生きる存在です。人が自ら努力し、自律的に生きるということは、ただ自らのためだけではなく、人々の幸せに寄与することでもあるのです。未来の世代のことをも考えつつ、家族で支えあい、地域社会のなかで相互に助けあい、さらにこれを私たちの生活の基盤となる基礎自治体が支え、自治体を超える規模の課題に対しては都道府県、さらには国という受け皿のなかで取り組んでいかなければなりません。これが私たちの考える自律、そして補完の意義であります。

住民参画の自律のまちづくり「日野ルネッサンス（地域復興）」とは、日野町における7つの地域とその中の町内会や自治会・集落が、それぞれの地域・町内会・自治会・

集落に伝統的に受け継がれてきた優れた技術や英知、文化の基本などを継承、発展させ、さらに今日の行財政的課題に取り組むための資源として活用できるよう作り直していくことと考えます。これこそが自律のまちづくりの原点です。

以下、7つの重点項目を掲げ、各項目について提言を行います。いずれの項目も、地方自治体のおかれた厳しい状況下、取り組み方次第で日野町の将来を大きく左右するものです。

私たち「自律のまちづくり住民懇話会」委員は、日野の自然や先人たちが築いてきた歴史・文化、そして現代を生きる人々が意識的・無意識的に受け継いできた様々な資源をいかに活かしていくかを念頭におきながら議論を重ねてきました。その過程で、上記に述べた自律と補完の考え方が自ずと生じ、全体の共通認識となりました。“わがまち”意識を育てる中で町に対する誇りを持ち、私たち住民自らがまちのあり方を創造していく。さらに住民・行政が一体となって、公共のあり方と個人・地域・行政の担うべきそれぞれの役割と協働すべき事柄を考え、日野の個性と人材を活かすまちづくりを実践していくことが大切と考えるにいたりました。

このような考え方を背景とする本提言が、これからの時代に日野町が「夢と希望」をもって自律的に生きていく「まちづくり」の指針となりうると確信いたします。

重点項目別の提言

重点項目1 「子育て支援対策と教育環境の整備・充実」

私たちは、近い将来に子育てに入る、あるいは現在その最中にある若い人たちが日野町に根付き地域の中で安心して幸せに暮らしていくために、一人ひとりがどう行動すべきなのかを真剣に考えて行かなくてはなりません。子育ては、夫婦のみの課題としないで、祖父母世代を含む家族、近隣、さらには地域社会の養育力を活用して、子育ての負担を少しでも軽減していくことが大切です。また、家庭教育の果たす役割の重要性をみんなで確認し合い、次の世代を担っていく子どもたちを、自分たちの地域では、どのように育てていくのか、地域みんなの問題として考えることが求められています。そうした中で、子育てのやりがいや喜びを味わいたいものです。

(1) 子育て支援対策について

子育て中の親たちは、子どもを取り巻く環境の変化（近所に子どもがいない・テレビゲームでの遊び・家庭の崩壊・犯罪の起こる危険性・経済的負担の増大など）により、子育てに不安を抱く親が増えてきています。また、働く親の多様な就労形態にもなって、保育所へのニーズが増え、幼稚園の園児が減少するという現状があり、迅速な対応が求められています。少子化の問題も、年々深刻さを増し、地域や行政が一体となって解決に向けての努力が求められています。

ア 個人や家庭でできること

近所づきあいを密にして声かけ・見守り・互いに「ちょこっと預かり」をする。また、子育て中の親同士のネットワーク化をはかり、子育ての不安・育児不安の解消に努める。

三世同居を見直し、祖父母の養育力を借りながら、家族みんなで子育てをする。親子のふれ合いの機会や場を増やし、命の大切さを伝えていく。

家族みんなで子どもの人権を守り、子育てについて学び合う。

イ 地域や団体でできること

子どもや親子連れが、参加しやすい身近な場所（学校・公民館・集会所等）を利用して有意義な子ども文化を体験できる安全・安心な遊び場・居場所を作っていく。

個々の親・家庭・地域の教育力向上のための子育て教室・講座を開設する。

「子育て楽しいよ」講座（親・祖父母向けに）

「子育て議論」を学校・地域で活発にしていく。

地域の福祉会の事業内容を老人福祉と児童福祉へ。

ウ 企業・行政ができること

気軽に利用できる発達相談・療育活動の場を身近に設ける。

少子化の問題については、産みたいと希望する人には、安心して産み育てられる環境整備に努める。

専門家（保健師・保育士・幼稚園教諭等）を配置することによって、現在ある子育てサークルの教育力を高める。

子ども課を設置する。(行政の子育て窓口の一本化・情報の共有化・子育てボランティアサポーターの育成・在宅保育への支援))

子育て家庭へ経済的支援をする。(医療費の無料化・保育料の適正化)

子育て家庭の保育ニーズを把握し、町内における保育園・幼稚園のあり方を早急に判断する。

働きながら子育てしている家庭に対しては、子育て優先の就労環境づくり(企業内保育所・残業ゼロ運動等)を推進していく。

(2) 教育環境の整備・充実について

学校教育の現場においては、塾に行かせなければ不安になる学力保障の問題・教育環境の整備・安心安全な子どもの居場所の問題等があげられます。次世代の子どもたちを健全に育成していくため、これらの課題に対しては、保護者と学校といった当事者だけでなく、地域も行政も一体となって知恵・労力・資金を出し合い解決に向け努力する必要があります。

学校教育のあり方を教師・保護者・地域がともに意見を出し合い、話し合いによってともに学校づくりを進めていくシステムを作る。

住民参画のもとで、子どもたちが安全で安心して学べる学校教育施設整備のための努力をする。

行き届いた教育のために少人数学級の実現に向け努力する。

「食」を通して親と子は「健康」について学び、地域・学校・農家の連携によって「食育」をすすめていく。

自然とのふれ合い、世代間交流が図れる様々な事業を実施する。

教育委員会・福祉課・保健センター・地域の民生委員児童委員との連携を図る。

保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携を図る。

障害があっても安心できる施設・支援体制の充実を図る。

(3) 「子どもの人権」を守る

きちんと食べる・清潔にする・十分な睡眠をとるといった子どもの基本的な生活権の保障から、さらに深刻な児童虐待・育児放棄・体罰等によって子どもの人権が守られていない悲しい現状も起こっています。住民一人ひとりが子どもの人権を正しく理解し、子育てに対する意識を高め、子どもを健やかに育てる責任をもつ必要があります。私たち大人はあらゆる場面において、子どもそれぞれの発達保障を第一義的に考慮し、望ましい環境整備のために努力することが求められています。そのために、子どもも大人も学べる「子どもの権利条約」の講座を設定し、広く住民に知らせていくことが大切です。

上記のように、現状と課題から方向性を協議しまとめました。子どもたちは、日々成長しています。心豊かに生きる子どもたちの育成のために、また、安心して子どもを産み育てることができる日野町にしていくために、個人・家族・地域・行政・企業等がネットワークを広げ、強い信念をもって協働による取り組みを推進し、一日も早く施策が実施されることを望みます。

重点項目2 「保健・介護対策の充実」

保健・介護対策の充実に向けて、「いきっていてよかったと思えるまちづくり」を基本的な姿として掲げます。保健対策では予防医学的な要素も含めて一生涯にわたって健康的な暮らしの保障、介護対策では介護する方、される方双方が満足のいく施策を具体的に講じることが大切です。

これ以外に「健康で長生き」を考えていく上で必要な事柄として、高齢者の地域での役割や労働をつうじた「生きがい対策」の推進、「健康で文化的な暮らしの保障」、そしてそのための「教育・保健と医療・福祉の充実」があげられます。

保健・介護対策には行政の施策が大きなウエイトをしめると考えられますが、ここではそれも含めて住民のための住民による自律のまちづくりという視点で考えます。その際、行政と住民が共に施策を進めていく柔軟な組織運営が出来るよう、行政改革も必要です。

保健・介護対策の充実については、以下の考え方を整理し、住民に浸透させていくことで、分野ごとの取り組みを有機的かつ機能的に施策を展開できるものと考えます。そのためにはその土台となる基本的人権といのちの尊厳・大切さについての啓発活動が必要です。

(1) 地域住民による取り組みが必要な事柄

町民あげての寝たきりゼロ作戦の展開

健全な生活習慣の確立

趣味や学習の場づくり

いざという時の安心ネット（連絡網の充実）

かかりつけ医師の確保

自主的な集団づくり

家庭で出来る健康づくりの推進

地域の見守り体制の充実（ぼちぼち長屋・地域消防・自警団による老人宅の把握）

隣組等の活用（一日一回声掛けの取り組み）

(2) 行政による施策・支援が必要な事柄

生涯にわたっての食事と食事習慣の指導・講習・管理（生活習慣病の予防）

予防医学の徹底と早期治療のすすめ（検診・早期発見・検診漏れ対応漏れ無し）

24時間ヘルパー体制の確立

介護機器の利用方法の普及、貸し出し等

家屋改修への補助制度

(3) 住民・地域・行政による協働が求められる事柄

ア 介護にかかわる人材育成とネットワーク化

介護する方への介護方法の講習（介護施設や専門家の役割）

介護家庭のネットワークの形成・介護者の連携・休息

介護専門家の発掘とネットワーク化、地域での存在の周知（家庭介護の支援者）

イ 生きがいを持ち続けられる社会構築

お年寄りの地域での役割と労働（老人の智恵袋の利用と報酬）
地域の介護施設の利用・活用、施設側からの提案
安全確保
介護される側の孤独感解消、生き甲斐対策

(4) 人材育成と活用

自律のまちづくりにむけて、上記の提言を遂行していくためには豊かな感性と総括的な視点を兼ね備え、その上に実行力を持った人材を育成していくことが大切です。IT等の活用により、先進地事例等の最新情報を把握し活用することで優秀な人材を育成するとともに、地域の実態に応じて広く住民に浸透させることが必要です。

(5) その他

障害者問題については、近年増加しつつあるといわれる発達障害の方や高次脳機能障害・難病の方の問題、また、精神障害の方を含めるとおおよそ人口の10%近くの方々がおられるという数字が出ています。この方々のそれぞれのライフステージにおける具体的な施策を考えていく必要があります。例えば就学前の課題では、早期対応の部分を各自治体が独自でしていく必要があると言われており、特別支援教育の問題や学校卒業後の就労保障及び暮らし充実に向けた施策が大きく問われています。また、障害を持たれた方の高齢化対策についても関連法との関係を整理する必要があります。これらについても今後の自律のまちづくりの中で議論していく必要があります。

検診漏れゼロ・発見漏れゼロ・対応漏れゼロが30年前から言われています。障害の発生の原因の根絶及び、発生させない取り組み、そして発見後の様々な取り組みも含めて何らかの方法で意見を求めていく必要があります。

重点項目3 「ごみの減量化・再資源化」

この項目では、私たちが現在当然のこととして享受している大量生産大量消費大量廃棄・食における浪費・24時間電化・過剰包装などにつき、あらためて真摯に見つめてみました。現在の大量生産大量消費大量廃棄型の生活は、サステナブル(持続可能)な社会を築くための障害となるのみならず、廃棄物処理費用の増大という形で、町財政の圧迫要因ともなりかねません。言い換えれば、ごみ処理費用を圧縮していくことによって、ごみ行政以外の政策的経費を増やすことも可能なのです。こうした点からも、ごみの減量化・再資源化を促進するべきと考えます。さらには、ごみの減量化・再資源化は、美しい日野を町内外の多くの人々に認識していただくことにもつながるでしょう。

ごみの減量化・再資源化は、住民(個人・家庭・地域・団体)、行政、企業(事業者)のいずれの努力が欠けても成功しません。三者がいかに協働して4R(リデュース=適量購入・廃棄物の発生の抑制、リユーズ=有効利用・再利用、リサイクル=再資源化、リジェネレーション=再生品購入)に取り組むかによって、ごみの減量化・再資源化の成否は決められるものと思われます。

私たち住民には、生活スタイルをごみ減量・再資源化に適合させていくことが求められ、行政には、住民の取り組みを支援し、動機づけていくことが求められます。そのために、各々に対して、以下のような具体的な対応と行動が求められます。

(1) 住民の取り組みが期待されること

地産地消に向け、協働・実践する。

買物時には袋を持参し、ごみになりそうな物の購買を控え、過剰包装を避ける。
適量購入・適量調理を心がける。

フリーマーケットなど、再利用や有効利用の機会を活用する。

ごみの分別を徹底し、再資源化を促進する。

生ごみの再利用に向けて、「生ごみ処理容器購入補助制度」を積極的に活用する。

再生等のグリーン購入の推進(環境にやさしい商品の購入)

(2) 行政の取り組みが期待されること

生ごみの再利用についての広報と、さらなる普及に努める。

青空市の後援など、地産地消を支援するための施策を進める。

ごみの減量化と再資源化が、町政の他の領域にとっても重要であることを、住民に広く伝える。

ごみの減量化と再資源化、さらには環境のサステナビリティ(持続可能性)に関する情報の収集に努め、これを住民に広く伝え、住民間の情報の共有をはかる。

(3) 企業の取り組みが期待されること

リターナブル(再利用可能)なものをできるだけ扱う。

贈答品の簡易包装化・エコ商品のコーナー化等を実施する。

トレーの多用を避け、できるだけ新鮮なものを包装せずに扱う。

地産地消を支援し、環境にかかるコスト（遠隔地からの大量輸送によって生じるさまざまな環境負荷など）を低減する。

企業が連携し、分別の徹底・回収・再資源化に努める。

ごみの減量化・再資源化は現在の社会生活にとって急務を要します。日本中が資源を持たず輸入に頼っているにも関わらず、大量消費大量廃棄の生活を続け、ごみのあふれたこの社会が、本当に豊かな社会・豊かなまちと言えるか疑問です。

切迫したこの重点項目のために三者がいかに協働して取り組むかが、まさに人づくり・まちづくりへとつながっていくことでしょう。

重点項目 4 「地域経済の発展と観光資源の活用」

日野町の農林業、商工業等、地域経済は、日野の持つ自然・風土・環境・文化・歴史に培われ、先人たちの努力が加わり豊かな地域力として発展してきました。

これからもこれらの「地域力」を自律のためのまちづくりの「資源」として活用させていく必要があります。

人々の価値観は「物の豊かさから心の豊かさ」へと変化しております。日野町における7つの地域の持つ特性をより融合発展させ地域経済発展の「仕掛け」として、観光資源「近江日野商人と花のまち」に「人と人との交流」を加えて日野町のブランドとして育成していくことが大切です。加えて近江日野商人の三方よしの心得と時代進取の気質を継承できる人材をグローバルな視点で広く育成することが肝心と思います。

(1) 農業・林業

わが町の基幹産業は農業であり中でもコメ生産はその中核をなしています。わが国の食料(供給熱量)自給率維持向上のためにも優良農地の確保は必須課題であります。深刻化する獣害、米価の下落、農業生産者の高齢化、後継者不足等により、農地の遊休化が進展し今後も優良農地の減少が懸念されているところです。主要作物である優良米、伝統野菜(日野菜)、畜産(酪農、日野牛、豚、近江シャモ)、北山茶をはじめとした、これら農畜産物が将来にわたって、安全、安心な食料として、安定して供給できる体制をつくる必要があります。農業者自らの自助努力を促すとともに、関係機関が一体となった支援体制と、将来に持続できる取り組みを進め、より一層足腰の強い農業の確立に力を注いでいく必要があります。林業においても自然体系、里山の保護整備等多面的機能の充実により日野町における社会的共通資源を復活、育成することが私たちの使命と考えます。

優良農地の確保 獣害対策、地区農業組合の組織強化(集落営農、組織経営体の強化)

環境こだわり米の推進 安全安心の売れる米(品質向上)作りの推進 = ブランド化

伝統野菜「日野菜」の生産拡大 生産者関係機関による総合生産組織の確立

地産地消 食育、7地区に農産物直売所の設置、特徴ある産品作りの取り組み

市民農園特区の創設 遊休農地の活用、解消

都市交流 林業体験エコツーリズムの推進、農業体験グリーンツーリズムの推進

(2) 商工業

わが町においても、中心市街地にある商店街は、消費者ニ - ズや交通体系の変化による購買行動の多様化、さらには近隣を含む大型店の出店等の影響により、空き地や空き店舗など空洞化の進行が懸念されています。工業面では工場団地における優良企業と日野町民との交流の機会を増やし「わが町の企業」意識を醸成させたいものです。そのことが関連企業の誘致拡大、雇用の促進にも効果が期待できます。

優良企業の誘致活動とともに、地場生産物の販路拡大、観光資源の活用、商工業者による自助努力、地域、商店街、商工会、行政が一体となり「自律のまち日野ブランド」づくりに取り組む必要があると考えます。

特産品販売の促進 日野菜漬け、製菓、お茶、お菓子、牛肉、鶏肉、豚肉など
特徴のある個人商店のネットワークの確立 ネットワークを利用した高品質の
商店群づくり

イベントの活用 産業フェア（地元企業の参加をふやす）の充実
民を中心として官がこれを支援する「自律のまち日野ブランド」づくり

(3) 観光資源の活用

「近江日野商人と花のまち」をキャッチフレーズとしてわが町の観光は進められてきました。「近江日野商人と花のまち」に加えて、都市交流、特産品の振興とPR活動の強化が大切と考えます。中でもインターネットホームページの充実、各種メディアを最大限に活用しながら、住民、団体、企業、行政が融合し一体となって「自律のまちづくり」の「活力」獲得のために、下記のような観光資源が有効に活用されることを期待いたします。

* 現在活用され今後も活用が期待できる観光資源

施設 近江日野商人館、旧正野薬店、森林体験施設「グリム冒険の森」、大谷公園（運動公園）、県立畜産技術センター、滋賀農業公園「ブルーメの丘」、日野ダリア園

事業 サマーフェスタ IN 日野、グリム MTB フェスティバル、産業フェア（氏郷まつり）、ふれあい綿向山 Day（11月10日）

祭り 南山王祭（4月4日）、日野祭（5月3日）、火祭り祭（8月14日、15日）、芋くらべ祭（9月1日）、その他自治区のまつり

天然記念物 鎌掛本石楠花の群落地、鎌掛の屏風岩、熊野のヒダリマキガヤ、綿向山麓接触変質地帯、別所の高師小僧

歴史 日野商人、蒲生氏郷、鬼室集斯と渡来文化、高田敬輔・月岡雪鼎（画家）
里山・棚田 都市交流 = エコツーリズム

神社仏閣 馬見岡綿向神社、正法寺（藤）、雲迎寺（さつき）等町内100以上の神社仏閣は大きな資源

その他 町並み、ゴルフ場、りんご園など

* 「近江日野商人と花のまち」の懇話会としての概念

= 近江日野商人：歴史と伝統文化重視、質素、儉約、進取を大切にする気質、人材の育成、「三方よし」（売り手よし、買い手よし、世間よし）の心得

花のまち：石楠花、ふじ、さつきに代表される歴史につちかわれた季節の花の装い、華やかさと優しさ、親しみのこころを持つこと。その心での観光客（お客様）に対するホスピタリティ

重点項目 5 「防災・防犯対策の強化」

実際の災害においては「自らの地域は、自らが守る」ことを基本とし、自律（自立）した自治会・地域に成長することが防災・減災・防犯対策の強化への目指すべき方向として考えています。災害が起きたとき真っ先に力を発揮するのは、被災現場にいる地域住民です。組織がしっかりしている地域ではいざというときのリーダーの適切な指示、住民の適切な防災・救助（互助）・避難行動により被害を少なくしています。このことから日頃の訓練・学習などの予防活動によって地域の防災力を高めていく努力が求められています。地域の防災力を客観的に評価する方法も取り入れ、自らの地域は自らが守っていく意識を個人・家庭・地域で高めることが必要であるとともに、行政・警察・消防署や消防団による災害時の救援・救護活動への更なる役割が期待されることです。

地域自らが作る防災・防犯計画や企業・事業所が地域との連携のうえにたった計画を策定し、地域・企業・行政の協働による安心・安全なまちづくりを推進するために大切なものはやはり「地域の絆」や「地域の力」ではないでしょうか。

地域の問題はまず地域で解決する為に、地域や個人自らが考え行動することの大切さは「防災・防犯対策の強化」に欠かすことの出来ない条件の一つです。

(1) 防災対策強化について

地域自主防災体制の促進や備蓄物資の確保は行政との協働により更に充実していく必要があります。

現在多くの自治会にある自警団・防火クラブ・福祉会などの組織に危機管理の意識や機能の充実（防災・救助・避難誘導など防災組織としての役割）

各自治会に防災責任者を選任し各地区公民館単位に防災協議会を設置（情報収集・研修の実施、地域防災リーダーの育成などの役割）

地域内の防災・避難路マップ作成

避難の時期・場所・経路の誘導指示・救助のマニュアル作り

自治会住民の安否確認における連絡網

災害時に弱者となる、子ども・高齢者・障害者を地域で守るシステム作り

組織的な避難訓練

災害発生時における行政と医療機関との連携システム作り

震災や原発事故など想定できる危機管理ごとの対処マニュアルの作成

また、災害発生の時間帯により、昼間は若者が少ないなどの特性があり、災害時における企業の役割として社有地・駐車場などを避難場所へ開放、災害時の事業車両提供、従業員の地域支援などが求められています。地域に暮らす住民や企業の防災の危機管理リーダー育成や組織強化に対する協力は、行政として、地域防災力向上の支援として必要な事業と考えられます。

(2) 防犯対策強化について

かつてどの町にでもあった「治安の良さ」が今は崩れつつあります。「治安の良さ」は警察力だけでなく、それを支える地域社会のつながりにあります。健全で安全な

地域づくりにおいては、研修・訓練・地域貢献・指導・情報など個人・地域・企業・行政・警察が一丸となって、小さな犯罪も見逃さない「防犯ネットワークの構築」などの取り組みが必要です。

ご近所の声掛けや見守り

地域ぐるみで犯罪に対する教育活動（地域で子ども・老人・障害者を守る）

明るい街並みで犯罪の起こりにくい地域づくり

夜間も明るい街づくり（ソーラー灯の普及：停電・災害にも強い）

目で見える地域防犯活動で犯罪を抑止

犯罪を防ぐよりも、良い文化の普及や経済の安定（雇用不安のない社会づくり）

によって犯罪の無い（起こりにくい）まちづくり

上記のような地域防犯に対するネットワーク作りなどの作業の中から共通の意識や理解を見出すことにより、地域を愛する心・人と人を結ぶ気持ちが育まれてきます。

行政には、こうした人や地域の交流を拡大・支援することが、これからの協働の作業の中で求められています。

重点項目 6 「公民館を核とした協働のまちづくり」

日野町の各地域の文化と社会教育のよりどころとしての公民館活動の歴史は輝かしいものがあり、日野町が誇れる活動のひとつです。7つの各公民館は、それぞれの地域の歴史や特性を活かした活動で、地域の人々のつながりや心と心のふれあいなど、今日まで多くの人たちが関わり様々な取り組みを展開してきました。しかし、近年の社会情勢の変化や生活形態の多様化の中で、新しい時代に即応した公民館活動が求められています。

これからの公民館は従来からの社会教育の場であるとともに、文化の醸成や様々な地域の課題を住民自らが解決する地域コミュニティの場として、公民館を核とした協働のまちづくりを推進することが大切だと考えます。

(1) 地域を支える人材の発掘とネットワーク化の推進

今後の公民館活動の目指すべき方向性として、世代間交流と地域情報の拠点であること、若者の参加を促進することが求められており、公民館が地域に信頼され魅力ある存在でなければなりません。このためには、地域を支える人材の確保と活用が大切です。

各地域には、公民館を支えているボランティア精神の旺盛な住民がたくさんおられます。これらの住民をはじめ地域公募等により、目的別・分野別に登録する。

ボランティア団体の組織化や登録化を進めるとともに各字との協働によるネットワークづくりを推進する。

(2) 地域の課題解決と公民館の役割

各地域の課題解決には、家庭や自治会・地域がまちづくりの当事者意識を持ち、地域力を高めていく様々な仕掛けが必要です。行政、各公民館の委員、分館長、区長、意欲ある住民が連携して「地域住民の参画と協働」のアイデアを出し合い、仕掛けをつくる取り組みが必要です。

地域のまちづくりを公民館単位で考える「(仮称)地域づくり委員会」を設置する。

公民館をその地域の教育、文化、福祉、防災等の情報集約、発信、研修の基地的役割を担えるまでに育て上げる「地域力」をつける。

(3) 時代のニーズに対応した公民館活動

公民館の各種講座や貸館については、子どもや若者の参加を促進する事業企画の検討を行い、幅広い年齢層への利用拡大を図るとともに、小中学生や高齢者の居場所づくりをはじめ、地域の子育て支援センター的役割や介護予防での利用等、住民の多様なニーズに応えられるシステムを構築する必要があります。

人と人のつながりを大切にした世代間交流事業を進める。

地域の子育てを支援する場として気軽に利用できるシステムをつくる。

地域の健康づくりの場として気軽に利用でき、介護予防に役立つシステムをつくる。

地区社会福祉協議会などの地域福祉活動との連携を図る。

コミュニティビジネス（喫茶店等）を考案し、公民館を身近なものにする。
集い、学びあい、つなげる活動で地域コミュニティとともに生涯学習を進める。

(4) 社会教育団体の再構築と自治の再認識

かつて、地域や公民館で大活躍した青年会や婦人（女性）会の更なる活性化が図れるよう、地域全体で盛り上げる取り組みや他の団体とのネットワークづくりを進める。また、「自分たちの地域のことはまず自分たちの手で」という自治の基本を再認識するなかで、充実した地域力に支えられた自治活動や公民館活動を進める必要があります。

各集落の情報を共有し、「地域のことは自らの手で解決する」という住民の自治意識の高揚を図る。

社会教育団体と福祉団体の連携した取り組みを進め、地域福祉と生涯学習の充実を図る。

(5) 中央公民館の役割

中央公民館は、全地域を対象とした事業展開を図るとともに、各地区公民館相互の連絡調整を行うこととされている。特性ある7つの地区公民館をコーディネートできる人材の確保と各地区間の情報の共有と協働の取り組みで日野町のまちづくりを推進することが大切です。

「公民館を核とした協働のまちづくり」の推進は、我々が人生を楽しく豊かに過ごすために欠くことのできないまちづくりの条件です。

重点項目 7 「持続可能なまちづくりのための行財政運営」

地方分権の時代において、地域の自律がもとめられているなか、自ら目標を定め、地域の課題を多様な主体の参画のもと解決していく力を持った社会が「持続可能な社会」であり、住民との協働による持続可能なまちづくりを目指すうえでも、健全な行財政運営が前提となります。

(1) 行政運営への町民参画

「自律のまちづくり」において町民は、地域に関する事柄を、自ら考え、行動し、決定する＝まちづくりの主体であることを自覚し、「まち」の運営に自発的に参加しなければなりません。また町は、住民の自主性・自立性を尊重し、必要な施策を講じ、協働のまちづくりの推進に努めなければなりません。そのために、町民が政策立案・決定・運営過程に深く関わることができる日常的な仕組み・制度を創設することが必要です。また、政策評価・情報公開・住民参画等の政策決定のための「ルール」の整備は、地方分権時代における自己決定・自己責任の原則の面からも不可避の課題であります。

常設型・実践型の「(仮称)まちづくり委員会」の設置
自治基本条例(まちづくり基本条例)の制定
NPO・専門家・ボランティアとの協働

(2) 行政事務作業の見直しと効率化

地方分権時代における目まぐるしい情勢変化に適切に対応し、「自律のまちづくり」の理念を実現できる効果的かつ効率的な行政運営に努め、またそれを実現可能とする政策能力を求めます。

明確な評価基準による事務事業評価の実施
適切なITの活用による効率的な行政運営
職員の自己研鑽・課題解決能力の向上
「自律のまちづくり」を支える制度的システムやソフトなインフラ(=人的サービスやそのネットワーク)整備に対応する人的配置

(3) 地域自治会の活性化と住民参画意識の構築

日野町においても社会的構造が変動しつつある状況の中で、地域自治会の役割を再評価し、自治会運営のあり方を伝統的なものの継続以外に地域の直面する課題解決にむけて再構築していく必要があります。

また、行政と自治会との関係のありかたを、従来の事務補完的な関係から、協調的な協働関係に転換することも、「自律のまちづくり」において重視されなくてはなりません。

地域自治会の中での意識改革、人材育成にむけた生涯学習の充実
地域自治会活動を通じたまちづくりへの協働参画
地域自治会の役割の変化・地域課題の変化への対応

(4) 歳入の拡大と歳出の削減

厳しい財政状況の下での「持続可能なまちづくり」にむけての健全な財政確保は、既に自明のものであります。地域産業の発展・活性化等の施策による歳入の拡大をめざし、また一方、事業・活動の再評価・再構築・スリム化・実施計画の見直しなどのリストラクチャリング型の施策による歳出の削減は緊急の課題であります。

そのうえで、限られた資源を効率的・効果的に活用するためには、予算の策定から執行に至るプロセスの透明性の確保 行政政策の計画・実施・評価・改善の各段階で住民が参画できる制度の充実 と、情報公開・説明責任・住民参画の拡充による住民の力を信頼した行政運営が大前提であります。

既設地域産業・商業活性化のための専門部署の充実

手数料・利用料の見直しに際しての十分な情報公開・情報共有

補助金・人件費・諸経費の削減・適正化

実施計画の見直しによる公共事業等の進捗調整

町内資源（人・物・財源・自然）を再確認し、それらを活かしたコンパクトかつ効率的な行財政運営

コスト志向にとどまらない「住民 - 行政」の信頼関係の構築を視点とする行政評価の実施

いま日野町がめざす「自律のまちづくり」計画における「持続可能なまちづくり」は、今の世代の利益だけでなく、次世代のことも考えて、今の世代 = 我々はどういう暮らしをしなければならないか、を町民一人ひとりが自ら考え、行動することによって実現していくものと考えます。

日野町自律のまちづくり住民懇話会経過

平成16年

- 12月21日 委員委嘱（平成17年12月28日まで）
第1回懇話会（役割と現状認識）
・役員の選任 ・自律のまちづくり計画と住民懇話会の役割
・日野町財政の現状と課題 ・意見交換

平成17年

- 1月27日 第2回懇話会（現状認識）
・第4次総合計画の到達状況 ・日野町行政改革大綱
・自律のまちづくり計画のための事務事業点検・評価との関係
- 2月24日 第3回懇話会（委員の思いを語る）
・各委員のまちづくりに対する思い、提案 ・検討チームの取組み状況
- 3月24日 第4回懇話会
・委員提案と総合計画との関係（論点整理）・町長の自律まちづくりへの考え
- 4月28日 第5回懇話会
・事務事業評価結果 ・自律のまちづくり素案（イメージ原案）提案
・委員提案に基づく重点項目のまとめ
- 5月13日 第6回懇話会「子育て支援対策と教育環境の整備・充実」
23日 第7回懇話会「保健・介護対策の充実」
- 6月9日 第8回懇話会「ごみの減量化・再資源化の促進 防災、防犯対策の強化」
21日 第9回懇話会「地域経済の発展と観光資源の活用」
29日 第10回懇話会「公民館を核とした協働のまちづくり」
- 7月7日 第11回懇話会「持続可能な町づくりのための行財政改革」
15～16日 懇話会委員視察研修（長野県原村、小布施町）
26日 第12回懇話会
・重点項目のまとめと提言報告書の作成について
- 28日 7重点項目による取りまとめ分科会（「ごみ減量化・再資源化の促進」）
29日 “（「保健・介護対策の充実」「持続可能な町づくりのための行財政改革」）
31日 “（「ごみの減量化・再資源化の促進」「防災、防犯対策の強化」）
- 8月1日 “（「地域経済の発展と観光資源の活用」）
2日 “（「子育て支援対策と教育環境の整備・充実」）
4日 “（「公民館を核とした協働のまちづくり」「地域経済の発展と観光資源の活用」）
5日 第13回懇話会
・重点項目のとりまとめ ・提言報告書原案
- 8日 第1回提言報告書編集会議
11日 第2回提言報告書編集会議
12日 第14回懇話会
・提言報告書案
- 13日 7重点項目による取りまとめ分科会（「公民館を核とした協働のまちづくり」）
17日 第3回提言報告書編集会議
・提言報告書最終調整
- 19日 町長へ提言報告書提出

（会議開催回数延べ27回、その他分科会のための委員間の個別調整会議多数）

日野町自律のまちづくり住民懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 日野町自律のまちづくり計画を策定するにあたって、行財政の課題について認識の共有化を図るとともに、住民の視点での参画と協働のあり方やまちづくりの方向性などについて議論を深め、提言することを目的として、「日野町自律のまちづくり住民懇話会(以下「懇話会」という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、前条の趣旨に基づき調査研究を行うとともに必要な提言を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15名以内で組織し、次の区分により町長が委嘱する。

(1) 公募による住民10名以内

(2) 町内各種団体が推薦する者5名以内

2 町長は、前項の委員の応募および推薦人数が多数の場合は選考により委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年間程度とする。

(役員)

第5条 懇話会に座長および副座長を置く。

2 座長および副座長は、委員の互選による。

(職務)

第6条 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、懇話会に出席し、広い視野に立ち、まちづくりに関して発展的かつ積極的に考えや意見・提案・要望等を述べるものとする。

(会議)

第7条 懇話会は、座長が召集する。

(関係者の出席)

第8条 座長は、必要があると認めるときは、関係職員等委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(報告)

第9条 座長は委員の意見を集約し、必要に応じ町長に報告する。

(庶務)

第10条 懇話会の庶務は、企画振興課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

日野町自律のまちづくり住民懇話会委員

【公募委員(五十音順)】

岡本明美・小谷信子・杉原康弘・堀江勇夫・堀川多壽子
・満島弘順・盛井彰司・守谷 博・矢島孝男

【団体推薦委員(五十音順)】

今井隆雄(区長代表者会)・岡 里子(社会教育委員)・岸村嘉平(商工会)
・寺澤清穂(農業委員会)・満田法子(社会福祉協議会)

【助言者】

宗野隆俊(滋賀大学経済学部助教授)